

各社会福祉法人代表者様

枚方市福祉部長

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について

日頃より、本市福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省より下記のとおり周知依頼がありましたのでお知らせします。

つきましては、各法人におかれましても通知の趣旨及び内容についてご理解いただき、地域における公益的な取組について、積極的な実施をよろしくお願い申し上げます。

記

1 通知文書

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について

(平成 27 年 4 月 17 日付社援基発 0417 第 1 号 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)

2 主な内容

平成 27 年 4 月 3 日に閣議決定された「社会福祉法等の一部を改正する法律案」(以下「改正法案」という。)において、「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第 26 条 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」(改正後の社会福祉法第 24 条第 2 項)との規定により、「地域における公益的な取組」を実施する責務が位置付けられました。

すでに各法人におかれましては、地域のニーズを踏まえ、その規模や経営実態に即して自主的に実施していただいているところですが、未実施の法人も含め更なる積極的な取組をよろしくお願いいたします。

なお、法人において取り組まれた内容については、現況報告書(総括表)の「地域の福祉ニーズへの対応状況」に記載していただきますようお願いいたします。

3 通知文書及び関係資料登載HPアドレス

枚方市福祉指導監査課ホームページ

【社会福祉法人等への通知等】

<http://www.city.hirakata.osaka.jp/site/shafuku-top/tuutibunsho.html>

枚方市福祉部福祉指導監査課
TEL 072-841-1467 (直通)
FAX 072-841-1322 (直通)
E-mail fshidou@city.hirakata.osaka.jp